

厚生労働省
群馬労働局発表
令和3年7月30日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 吉永宜司
地方産業安全専門官 品川伸一
労働基準監督官 芝田一樹
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

死亡災害多発 群馬県内の労働災害が前年同期より増加 (令和3年6月末現在(速報値))

— 「死亡災害が多発しています！ STOP 労働災害!!」を呼びかけ—

群馬労働局管内における労働災害発生状況は、令和3年6月末現在の速報値で、休業4日以上の死傷者数は1,090人、前年同期より118人(12.1%)増加し、また、死亡者数は9人、前年同期より大幅に増加(3倍)しており、6月には2日間で3件の死亡災害が続発しています。

このような状況から、群馬労働局(局長 丸山陽一)では、全国安全週間(7月1日～7日)の初日に群馬労働局長自らが先頭に立ち建設現場パトロールを実施したほか、労働災害防止団体と群馬労働局・労働基準監督署が連携して建設現場巡回指導を実施するなどし、また、群馬労働局ホームページに専用ページ「死亡災害が多発しています！ STOP 労働災害!!」の設置をはじめあらゆる機会を通じ呼びかけるなどして、増加傾向にある労働災害の減少・死亡災害ゼロに向け、第13次労働災害防止計画に基づき、労働災害が増加傾向にある業種等を中心に効果的かつ効率的な対策をさらに推進します。

【令和3年 労働災害発生状況(令和3年6月末現在(速報値))】

1 休業4日以上の死傷者数 1,090人

《 前年同期と比較した特徴 》

(1) 業種別

- ・ 建設業で33人(35.9%)、保健衛生業で87人(95.6%)増加
- ・ 運輸交通業で12人(8.9%)、製造業で7人(2.4%)減少

(2) 事故の型別

- ・ 「墜落・転落」が17人(11.6%)、「動作の反動・無理な動作」が20人(13.1%)増加
- ・ 「はさまれ・巻き込まれ」が24人(17.1%)、「転倒」が19人(8.3%)減少

2 死亡者数 9人

《 前年同期と比較した特徴 》

(1) 業種別

- ・ 建設業（前年同期0人）で**4人**、製造業（前年同期0人）で**3人増加**
- ・ 運輸交通業（前年同期2人）、林業（前年同期1人）でともに**1人減少**

(2) 事故の型別

- ・ 「激突され」（前年同期0人）が**3人増加**
- ・ 「はさまれ・巻き込まれ」（前年同期0人）が**2人増加**
- ・ 「崩壊、倒壊」（前年同期0人）及び「交通事故（道路）」（前年同期1人）がともに**1人増加**

添付資料

資料1 「令和3年 労働者死傷病報告受理件数表」（令和3年6月末現在）

資料2 「令和3年 死亡災害発生状況」（令和3年6月末現在）

資料3 「令和3年 死亡災害事例」（令和3年6月末現在）

資料4 「群馬労働局管内における労働災害発生状況」

資料5 「第13次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画の概要」

資料6 「建設業の労働災害発生状況（令和2年）」

資料7 「道路貨物運送業 荷役作業時の労働災害をなくそう!!」

資料8 「社会福祉施設の労働災害をなくそう!!」

資料9 「はしご・脚立からの墜落・転倒災害をなくそう!!」

資料10 「腰痛災害をなくそう!!」

資料11 「STOP！転倒災害」

参 考 「夏季の労働災害防止について」

夏季休暇期間中の機械・設備の定期的修理・保全作業などいわゆる「非定常作業」における労働災害防止対策など、夏季に特に注意が必要な事項について掲載しています。

URL: https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_summer.html

令和3年 労働者死傷病報告受理件数表

令和3年6月末現在
群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製 造 業		1 30	1 129	29	63	6	20	1 7	3 284	291	3 -7
	食料品製造業	11	49	5	11	4	4		84	96	-12
建 設 業		2 31		9	13	2 7			4 125		4 33
	木造家屋等建築工事業	3	10	1			1	1	16	11	5
運 輸 交 通 業			1 64	5	21	5	6		1 123	2 135	-1 -12
	道路貨物運送業		1 60	5	21		6		1 115	2 126	-1 -11
林 業		2	2	3		1	2	3	13	1 14	-1 -1
小 売 業		22	38	14	25	2	5	4	110	111	-1
社会福祉施設		24	52	17	14	3	10	3	123	60	63
接 客 娛 楽 業		12	10	3	8	9	3	9	54	57	-3
	飲食店	6	3	2	7		1		19	25	-6
上記以外の事業		1 36		21	38	7	9	15	1 258		1 46
	清掃・と畜業	1 4		4	8				1 32		1 1
計		4 178	2 481	101	182	2 40	61	1 47	9 1,090	3 972	6 118
前 年 同 期		2 206		52	207	60	42	37	3 972		
増 減		2 -28	2 113	49	-1 -25	2 -20	19	1 10	6 118		

災害の種類別

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減	
事故の型別	墜落・転落	35	63	17	23	1 8	8	10	1 164	1 147	17
	転倒	36	81	19	39	15	10	11	211	230	-19
	はさまれ・ 巻き込まれ	1 20	49	9	21	4	9	1 4	2 116	140	2 -24
	切れ・こすれ	9	24	5	15	3	1		57	61	-4
	動作の反動・ 無理な動作	27	86	9	29	4	12	6	173	153	20
起因物別	建設機械等	1 6	5	1	1		1	1	1 15	9	1 6
	食品加工用機械	4	12	2	1				19	13	6
	トラック	1 17	27	9	14	1 3	4	1	2 75	1 71	1 4
外国人の災害		1 9	38	2	10	2	4		1 65	1 64	1
建設公共工事の 災害		1 6	7	2	1	1 1	2	3	2 22	9	2 13

- 注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。
 2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
 3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

令和3年 死亡災害発生状況

令和3年6月末現在
群馬労働局

	令和元年	令和2年	令和3年	対元年比	対2年比
製 造 業			3	3	3
建 設 業			4	4	4
運輸交通業	3	2	1	-2	-1
林 業		1			-1
商 業	2			-2	
接客娯楽業					
そ の 他	1		1		1
計	6	3	9	3	6

令和3年 死亡災害事例

令和3年6月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 事業場規模	年齢種 職 種	災 害 の あ ら ま し	業 種	事故の型別	起因物別
1	1月 21時頃 1～9人	70歳代 作業者	倉庫2階において、天井クレーンで凍結防止剤を散布車へ積込む作業の準備中に、搬入口の開口部（高さ4.4m）から墜落した。	土木工事業	墜落、転落	開口部
2	1月 15時頃 1～9人	70歳代 作業者	高速道路のインターチェンジ出口付近の伐採作業現場において、撤収作業のため高所作業車の後進を誘導していた被災者が同車に轢かれた。	土木工事業	交通事故 （道路）	高所作業車
3	1月 11時頃 1～9人	20歳代 土工	浄化槽埋設のための掘削作業において、打設した鋼矢板の一部が傾いてきたので、当該鋼矢板を一旦外し、掘削部内で2名で地ならしをしていたところ、地山が崩壊し、1名が全身埋まり、もう1名が膝まで埋まった。	土木工事業	崩壊、倒壊	地山、岩石
4	1月 8時頃 1～9人	20歳代 運転者	木造住宅新築工事現場において、搬入した建材（約縦300×横90×厚1cm）35枚の束（ラップで結束。重さ約350kg）をナイロンスリング2本を使用してホイールクレーンのフックに玉掛けし、荷台上で介添えをしようとしていたところ、つり荷が背部、頭部に激突した。	道路貨物 運送業	激突され	木材、竹材
5	3月 16時頃 10～29人	30歳代 作業者	コンクリートブロック成型機の型を代えるため、エアーを抜いてボルト締めをしていたところ、成型機上部が下降し、成型機上部と下部の間に頭部が挟まれた。	窯業・ 土石製品 製造業	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 一般動力 機械
6	5月 13時頃 10～29人	70歳代 土工	S造2階建て新築工事において、ドラグ・ショベルで碎石の山を移動させていた被災者が降車し、当該ドラグ・ショベルのアーム等の様子を確認していたところ、別の作業者が後進させたダンプトラックのあおりとドラグ・ショベルのアームとの間に胸部、頭部を挟まれた。	建築工事業	激突され	トラック
7	6月 10時頃 100～299人	30歳代 鍛造工	ショットブラスト機で、鍛造前の材料をブラスト処理する作業において、付属の巻上装置にて材料の入ったバケットをつり上げ、材料を投入口に自動搬送していたところ、投入口付近を覗き込んでいた被災者が、ショットブラスト機の扉とバケットに頭部を挟まれた。	製鉄・ 製鋼・ 圧延業	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 金属加工用 機械
8	6月 14時頃 30～49人	40歳代 作業者	天井クレーンを使用して、鉄鋼スラグの入っている容器「スラグパン」をつり上げたところ、スラグパンが振れ、隣接のスラグパンとの間に頭部をはさまれた。	その他の 鉄鋼業	激突され	クレーン
9	6月 11時頃 1～9人	50歳代 運転者	堆肥で使用する木くずを運送するため、トラックを運転して県道を走行中、急カーブを曲がり切れず、ガードレールを突き破って、20m下の国道に転落した。	産業廃棄物 処理業	交通事故 （道路）	トラック

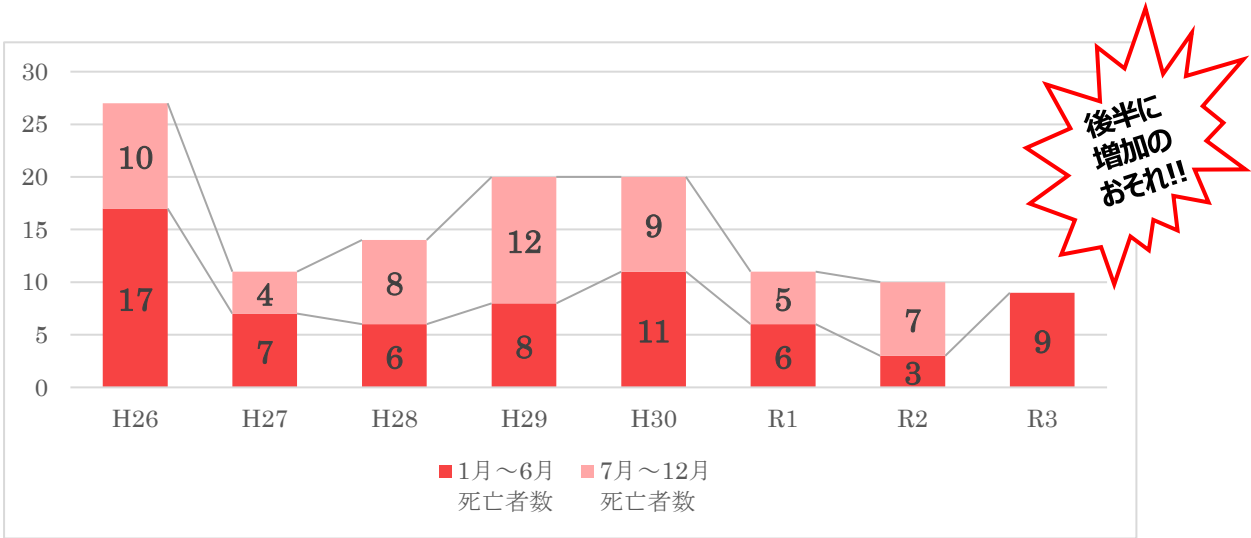
群馬労働局管内における労働災害発生状況

(1) 群馬労働局管内における死傷災害発生状況

ア 1月から6月末までの死亡災害発生状況の推移（H26年～R3年6月末）

H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
17	7	6	8	11	6	3	9
(27)	(11)	(14)	(20)	(20)	(11)	(10)	—

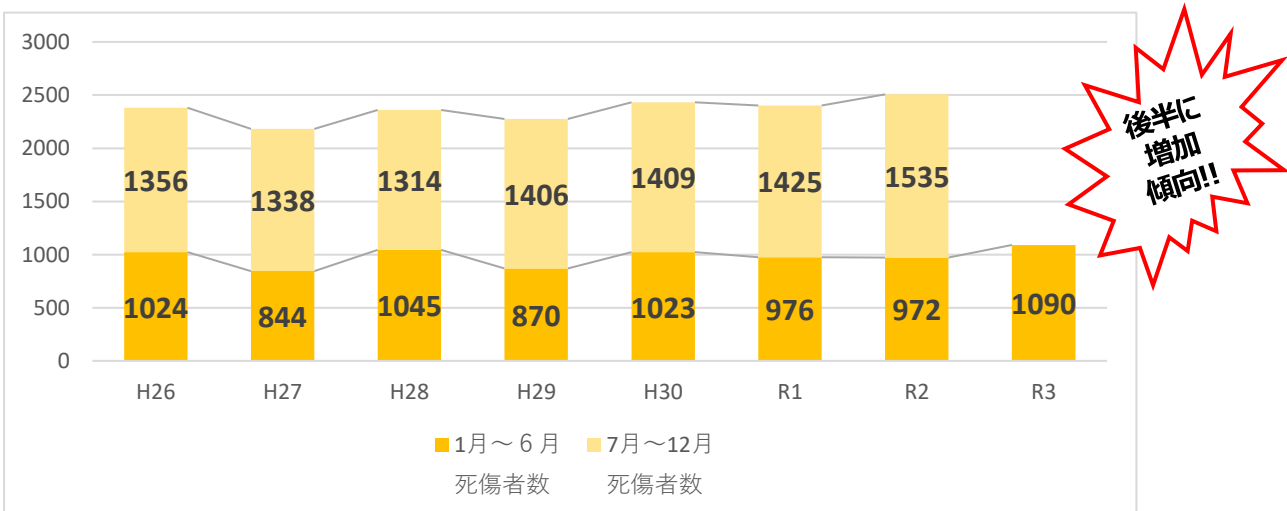
※（ ）内の数値は1年間の死亡者数の総計



イ 1月から6月末までの死傷災害発生状況の推移（H26年～R3年6月末）

H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
1,024	844	1,045	870	1,023	976	972	1,090
(2,380)	(2,182)	(2,359)	(2,276)	(2,432)	(2,401)	(2,507)	—

※（ ）内の数値は1年間の死亡者数の総計



(2) 業種別の状況

ア 死傷者数が多い業種

業種別	死傷者数	前年同期	前年同期比 増減数	増減率	全産業に占める割合	
製造業	284	291	-7	-2.4%	26.1%	
食料品	84	96	-12	-12.5%	製造業に占める割合	29.6%
金属製品	47	42	5	11.9%		16.5%
輸送用機械器具	39	36	3	8.3%		13.7%
建設業	125	92	33	35.9%	11.5%	
土木工事	37	22	15	68.2%	3.4%	
建築工事	67	60	7	11.7%	6.1%	
その他の建設	21	10	11	110.0%	1.9%	
運輸交通	123	135	-12	-8.9%	11.3%	
道路貨物運送	115	126	-11	-8.7%	10.6%	
商業	140	155	-15	-9.7%	12.8%	
小売業	110	111	-1	-0.9%	10.1%	
保健衛生業	178	91	87	95.6%	16.3%	
社会福祉施設	123	60	63	105.0%	11.3%	
その他	240	208	32	15.4%	22.0%	
合計	1,090	972	118	12.1%	100.0%	

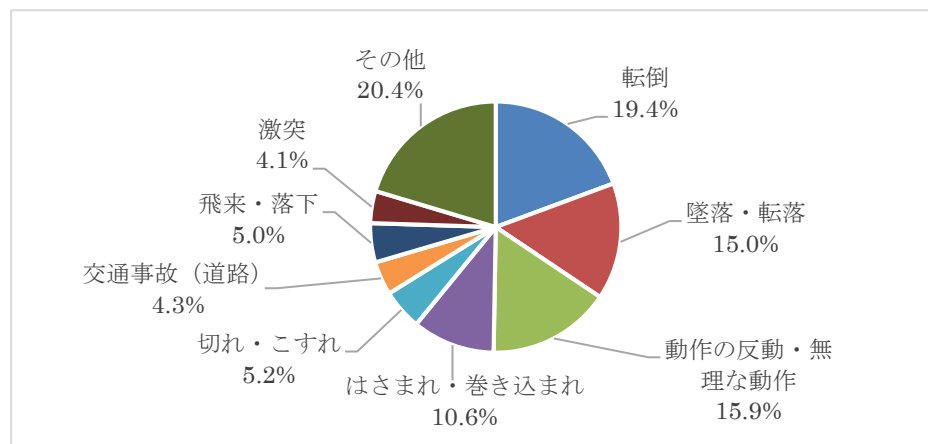
イ 死亡災害発生状況

業種	H30 年	R 1 年	R 2 年	R 3 年 (6月末現在)
製造業	3	1	2	3
建設業	6		2	4
運輸交通	3	5	2	1
農林業	3		1	
商業		3	2	
保健衛生業	1			
接客娯楽業	1			
その他	3	2	1	1
合計	20	11	10	9

(3) 事故の型別の状況

ア 死傷者数

業種	転倒	墜落・転落	動作の反動・無理な動作	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故(道路)	飛来・落下	激突	その他	
R 3	211	164	173	116	57	47	55	45	222	1,090
R 2	230	147	153	140	61	32	49	50	110	972
割合	19.4%	15.0%	15.9%	10.6%	5.2%	4.3%	5.0%	4.1%	20.4%	100.0%
前年増減数	-19	17	20	-24	-4	15	6	-5	112	118
前年増減比	-8.3%	11.6%	13.1%	-17.1%	-6.6%	46.9%	12.2%	-10.0%	101.8%	12.1%



イ 死亡者数

業種	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	激突され	崩壊・倒壊	その他	
R 3	1	2	2	3	1		9
R 2	1		1			1	3
割合	11.1%	22.2%	22.2%	33.3%	11.1%		100.0%
前年増減数	0	2	1	3	1	-1	6

※6月末時点での件数

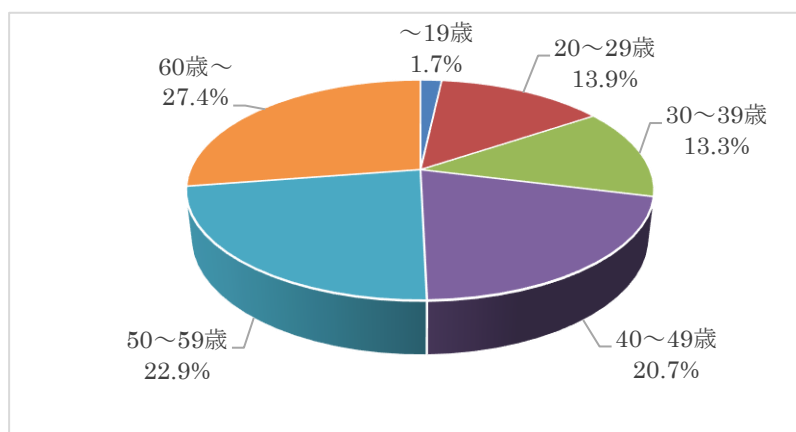
ウ 死傷者数が多い業種

	転倒	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	動作の反動・無理な動作	切れ・こすれ	交通事故(道路)	飛来・落下	激突	その他	合計
製造業	48	24	71	32	29	2	21	12	45	284
割合	16.9%	8.5%	25.0%	11.3%	10.2%	0.7%	7.4%	4.2%	15.8%	100.0%
前年増減比	-20.0%	14.3%	1.4%	-11.1%	0.0%	100.0%	10.5%	-40.0%	28.6%	-2.4%
建設業	12	43	7	16	6	1	12	8	20	125
割合	9.6%	34.4%	5.6%	12.8%	4.8%	0.8%	9.6%	6.4%	16.0%	100.0%
前年増減比	140.0%	48.3%	-58.8%	100.0%	-25.0%	-50.0%	71.4%	166.7%	53.8%	35.9%
運輸交通業	16	33	8	26	2	5	8	6	19	123
割合	13.0%	26.8%	6.5%	21.1%	1.6%	4.1%	6.5%	4.9%	15.4%	100.0%
前年増減比	-36.0%	-5.7%	-52.9%	18.2%	0.0%	-28.6%	33.3%	-14.3%	35.7%	-8.9%
道路貨物運送	14	32	7	24	2	5	8	5	18	115
割合	12.2%	27.8%	6.1%	20.9%	1.7%	4.3%	7.0%	4.3%	15.7%	100.0%
前年増減比	-39.1%	-8.6%	-56.3%	20.0%	0.0%	0.0%	33.3%	-16.7%	38.5%	-8.7%
商業	41	12	13	27	4	13	6	7	17	140
割合	29.3%	8.6%	9.3%	19.3%	2.9%	9.3%	4.3%	5.0%	12.1%	100.0%
前年増減比	-28.1%	-25.0%	0.0%	-10.0%	-33.3%	18.2%	0.0%	0.0%	88.9%	-9.7%
小売業	38	6	9	23	2	11	6	5	10	110
割合	34.5%	5.5%	8.2%	20.9%	1.8%	10.0%	5.5%	4.5%	9.1%	100.0%
前年増減比	-19.1%	-33.3%	12.5%	4.5%	-33.3%	22.2%	50.0%	0.0%	150.0%	-0.9%
保健衛生業	30	14	3	47	1	2	1	5	75	178
割合	16.9%	7.9%	1.7%	26.4%	0.6%	1.1%	0.6%	2.8%	42.1%	100.0%
前年増減比	20.0%	366.7%	50.0%	30.6%	-50.0%	100.0%	0.0%	150.0%	294.7%	95.6%
社会福祉施設	24	9	1	39	1	1	1	3	44	123
割合	19.5%	7.3%	0.8%	31.7%	0.8%	0.8%	0.8%	2.4%	35.8%	100.0%
前年増減比	50.0%	350.0%	-50.0%	44.4%	0.0%	0.0%	—	50.0%	388.9%	105.0%

(4) 年齢別の状況

ア 全産業

業種	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
R 3	19	151	145	226	250	299	1,090
R 2	10	114	119	216	238	275	972
割合	1.7%	13.9%	13.3%	20.7%	22.9%	27.4%	100.0%
前年増減数	9	37	26	10	12	24	118
前年増減比	90.0%	32.5%	21.8%	4.6%	5.0%	8.7%	12.1%

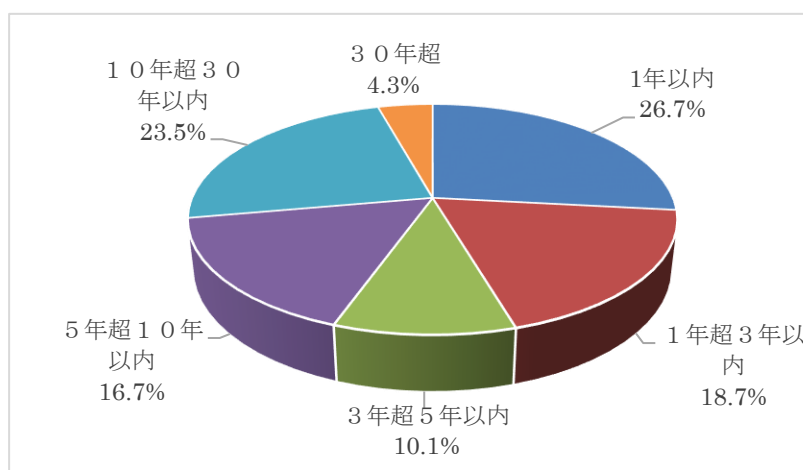


イ 死傷者数が多い業種

	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～	計
製造業	5	49	42	72	61	55	284
割合	1.8%	17.3%	14.8%	25.4%	21.5%	19.4%	100.0%
前年増減比	66.7%	14.0%	0.0%	9.1%	-17.6%	-12.7%	-2.4%
建設業	3	32	13	27	15	35	125
割合	2.4%	25.6%	10.4%	21.6%	12.0%	28.0%	100.0%
前年増減比	—	77.8%	62.5%	12.5%	36.4%	12.9%	35.9%
運輸交通業	2	10	13	30	46	22	123
割合	1.6%	8.1%	10.6%	24.4%	37.4%	17.9%	100.0%
前年増減比	0.0%	-23.1%	8.3%	-25.0%	0.0%	0.0%	-8.9%
道路貨物運送	2	10	11	28	43	21	115
割合	1.7%	8.7%	9.6%	24.3%	37.4%	18.3%	100.0%
前年増減比	0.0%	-16.7%	0.0%	-22.2%	-6.5%	10.5%	-8.7%
商業	1	12	22	23	41	41	140
割合	0.7%	8.6%	15.7%	16.4%	29.3%	29.3%	100.0%
前年増減比	-50.0%	-20.0%	46.7%	-25.8%	20.6%	-29.3%	-9.7%
小売業	1	7	16	18	31	37	110
割合	0.9%	6.4%	14.5%	16.4%	28.2%	33.6%	100.0%
前年増減比	-50.0%	-22.2%	60.0%	-14.3%	47.6%	-22.9%	-0.9%
保健衛生業	3	22	23	32	42	56	178
割合	1.7%	12.4%	12.9%	18.0%	23.6%	31.5%	100.0%
前年増減比	—	175.0%	53.3%	60.0%	133.3%	86.7%	95.6%
社会福祉施設	3	10	12	21	33	44	123
割合	2.4%	8.1%	9.8%	17.1%	26.8%	35.8%	100.0%
前年増減比	—	100.0%	0.0%	110.0%	175.0%	109.5%	105.0%

(5) 経験年数別の状況

	1年以内	1年超 3年以 内	3年超 5年以 内	5年超 10年 以内	10年 超30 年以内	30年 超	合計
R 3	291	204	110	182	256	47	1,090
R 2	307	168	87	139	232	39	972
割合	26.7%	18.7%	10.1%	16.7%	23.5%	4.3%	100.0%
前年増減比	-5.2%	21.4%	26.4%	30.9%	10.3%	20.5%	12.1%



第13次労働災害防止計画に基づく 群馬労働局推進計画の概要

2018年度から2022年度までの5か年計画

ひと、くらし、みらいのために

計画の目標

死亡災害:15%以上減少

(重点業種:建設業、製造業)

死傷災害:5%以上減少

(重点業種:道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設及び飲食業)

- 仕事上の不安、悩み又はストレスについて**職場に相談先がある又は外部相談先が周知されている労働者の割合:90%以上**
- **メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合:80%以上**
- **ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合:60%以上**
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、**ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を増加**
- 第三次産業及び道路貨物運送業の**腰痛による死傷災害:5%以上減少**
- 職場での**熱中症による死傷災害を減少**

8つの重点事項

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- ・建設業における足場・はしご等からの墜落・転落災害等の防止
- ・製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- ・経験期間3年以内の未熟練労働者に対する災害等の防止

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- ・労働者の健康確保対策の強化
- ・雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進
- ・職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
- ・兼業、副業、テレワークの拡大への対応

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- ・災害の増加や減少がみられない業種等への対応
- ・高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止
- ・個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- ・疾病を抱える労働者に寄り添い継続的に支援する体制の充実

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・電離放射線による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・粉じん障害防止対策
- ・受動喫煙防止対策

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- ・企業のマネジメントへの安全衛生の取組
- ・業界団体内の体制整備の促進
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- ・業所管官庁との連携の強化
- ・企業単位での安全衛生管理体制の推進
- ・中小規模事業場への支援
- ・企業における健康確保対策の推進(再掲)
- ・民間検査機関等の活用の促進

7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- ・安全衛生専門人材の育成
- ・労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の積極的な活用を推進
- ・安全衛生教育の徹底

8 国民全体の安全・健康意識の高揚等

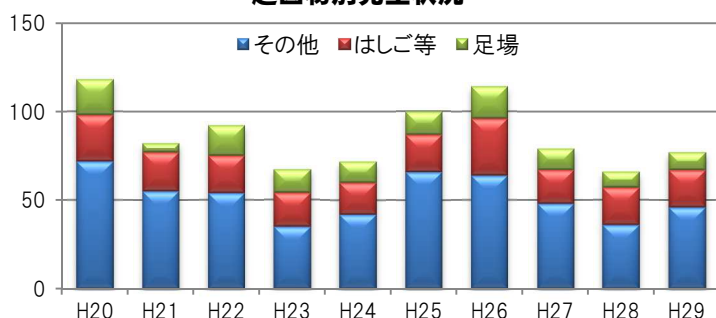
- ・高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- ・技能検定試験の関係団体との連携
- ・危険体感教育の推進

群馬労働局推進計画の最重点事項

建設業における墜落・転落災害等の防止

建設業の墜落・転落災害による死傷災害の起因物としては、建築物、構築物からの墜落が多いが、次いではしごや脚立からの墜落・転落災害も多い状況にあるため、第13次防においては、はしご等からの墜落・転落災害を減少させることに重点を置き災害防止対策を推進します。

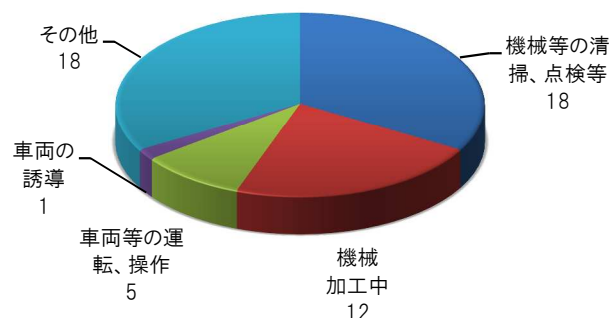
建設業における墜落・転落災害の
起因物別発生状況



はさまれ・巻き込まれ災害の防止

はさまれ・巻き込まれによる死亡災害の原因は、機械を停止せずに機械、設備の点検、清掃を行い被災したものが最も多く、次いでフォークリフトや車両、重機等の運転や操作中に被災したものが目立ちます。第13次防においては、業種横断的に、機械・設備等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策を推進します。

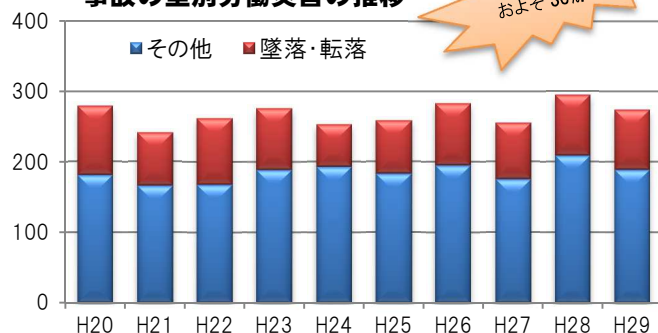
過去15年間のはさまれ・巻き込まれ死亡災害発生件数



道路貨物運送業対策

道路貨物運送業における労働災害の7割が荷役作業時に発生しており、中でもトラック等の運転席の昇降、荷台の昇降時に墜落・転落災害が多いことから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号)(以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を推進します。また、運転席、荷台への安全な昇降について、周知徹底を図ります。

道路貨物運送業における
事故の型別労働災害の推移



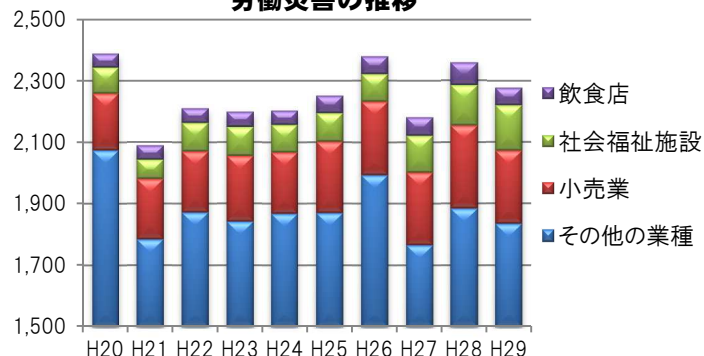
墜落転落災害が
占める割合は
およそ30%!

第三次産業対策

労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められます。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の実施を指導します。

また、年平均60件前後の発生が見られる腰痛について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、特に、介護労働者等の身体的負担軽減を図る介護機器等の導入の促進を図ります。

小売業・社会福祉施設・飲食店における
労働災害の推移



未熟練労働者に対する災害等の防止

経験期間3年以内の死傷災害の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時等の安全衛生教育、また、外国人労働者の安全衛生教育の徹底を図ります。

経験期間3年以内の労働者における
労働災害の推移



お問い合わせは、群馬労働局健康安全課・各労働基準監督署まで

名称	所在地
群馬労働局労働基準部健康安全課	前橋市大手町2-3-1(前橋地方合同庁舎8階)
高崎労働基準監督署	高崎市東町134-12(高崎地方合同庁舎3階)
前橋労働基準監督署	前橋市大手町2-3-1(前橋地方合同庁舎7階)
伊勢崎分庁舎	伊勢崎市下植木町517
桐生労働基準監督署	桐生市末広町13-5(桐生地方合同庁舎1階)
太田労働基準監督署	太田市飯塚町104-1
沼田労働基準監督署	沼田市薄根町4468-4
藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須124-10
中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町中之条664-1

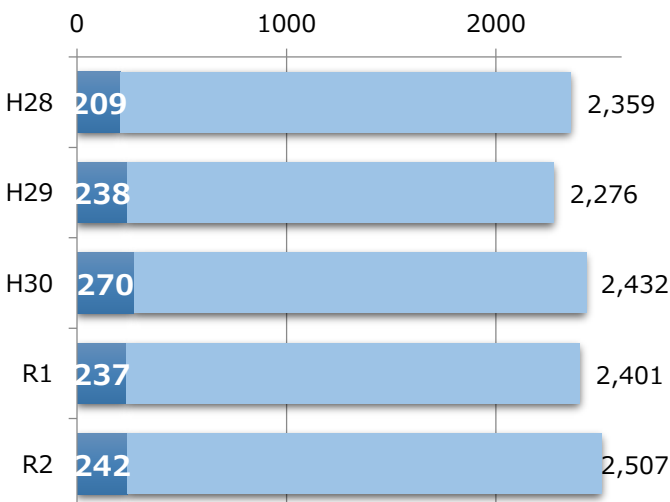
建設業の労働災害発生状況(令和2年)

群馬労働局 健康安全課

令和2年における労働災害による休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、全業種では前年比で4.4%増加し、建設業における死傷者数は5人増加（増加率2.1%）となりました。

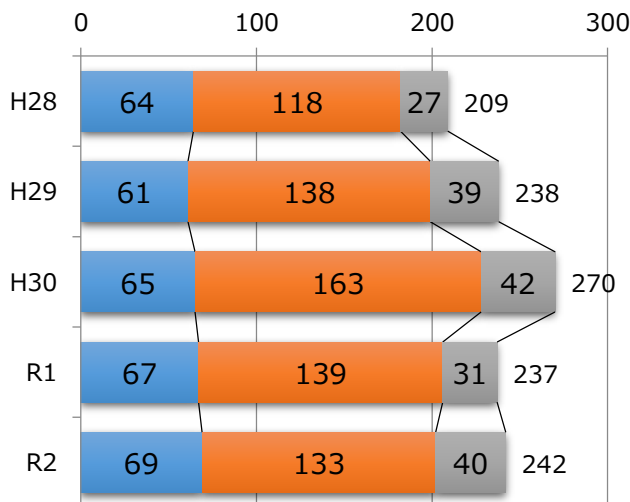
労働災害発生状況の推移

■ 建設業 ■ 建設業以外



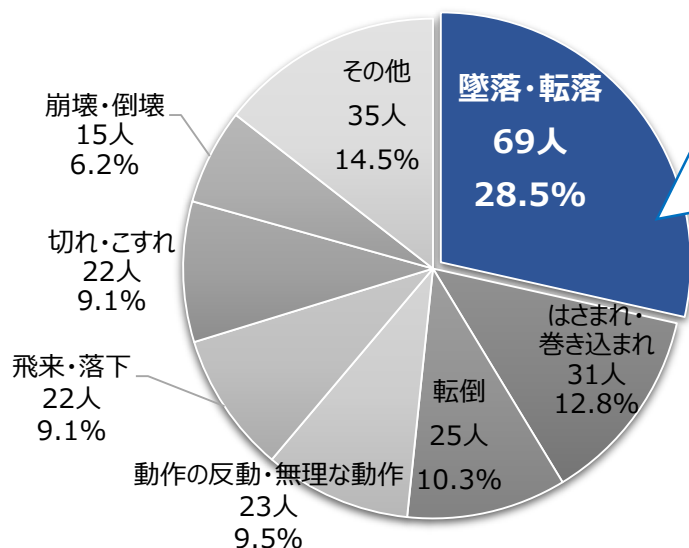
建設業における労働災害死傷者数の推移

■ 土木工事 ■ 建築工事 ■ その他の建設

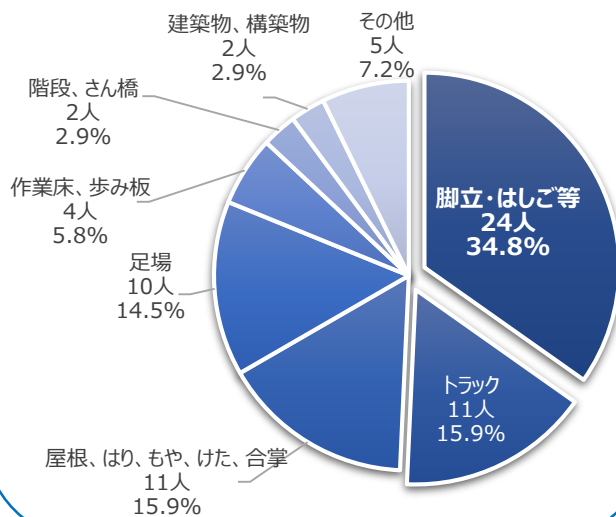


建設業における死傷者数を事故の型別でみると「墜落・転落災害」が最も多くなっています。また、墜落・転落災害を起因物別でみると「はしご等（はしご、脚立、作業台など）」の災害が多く発生しており、安全を確保した上で、はしご等を適切に使用することが重要といえます。

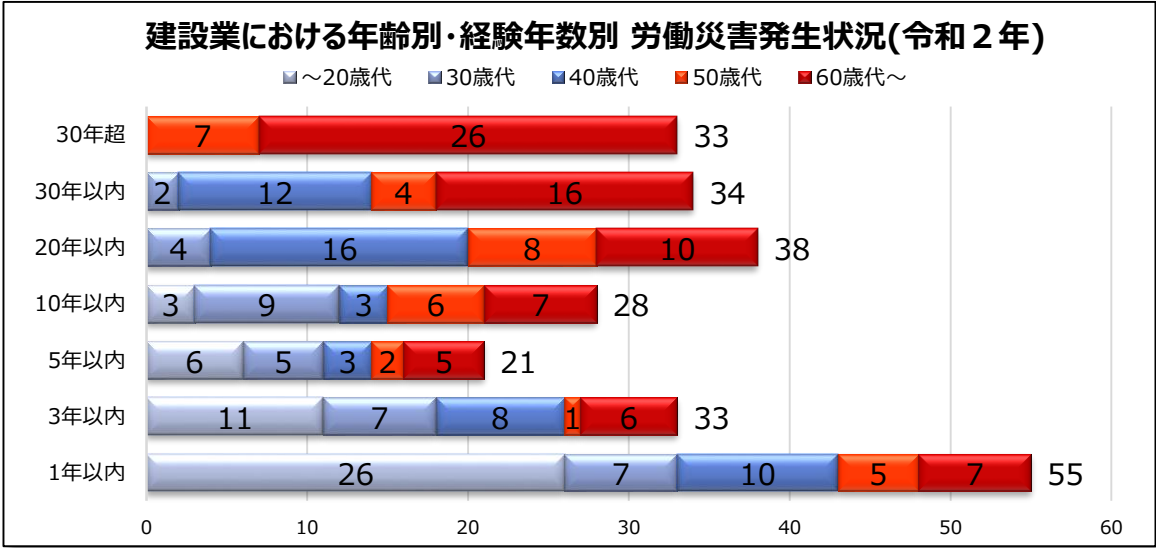
建設業における事故の型別割合（令和2年）



【墜落・転落】災害における起因物



令和 2 年の建設業の死傷者数を経験年数別でみると「経験年数1年以内」が最も多く、年齢別でみると「50歳以上の高年齢労働者の割合」が高くなっています。



建設業における死亡災害発生状況

令和 2 年の群馬労働局管内の建設業における死亡者数は 2 名となりました。

令和 2 年の建設業における死亡災害事例

番号	発生月	年齢・性別	災 害 の あ ら ま し	事故の 型 別	起因物別
	発生時間帯	職 種			
	店社/現場人数	経験期間			
1	7月 8時頃 1～9人	60歳代 作業員 3年	河川の災害復旧工事において、護岸補強のためスコップにて砂利を敷き均していたところ、約3.5m上の道路を走行していたドラグ・ショベルのキャタピラ部が敷鉄板に接触し、落下した敷鉄板が衝突した。	飛来・落下	掘削用 機械
2	12月 16時頃 10～29人	50歳代 作業員 1年以内	道路の除草作業後、退勤しようと傾斜 3 9 度の法面を駆け上がろうとしたところ、転倒して側溝に転落した。	転倒	地山、岩石

建設現場のはしご・脚立からの墜落・転落災害をなくそう!!

はしごや脚立は、2メートル程度以下の高所作業を行うには、手軽に持ち運びができる便利な用具であり、土木、建築の別なく、建設現場で多用されていますが、簡便さゆえに安全に対する意識が薄くなりがちです。

しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多発しており、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用し、墜落・転落災害を防止しましょう。



道路貨物運送業 荷役作業時の 労働災害をなくそう!!

令和2年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上労働災害による死傷者数のうち、道路貨物運送業は12.0%を占めています。
そのうち、半数近くの労働災害は荷主先で発生しています。

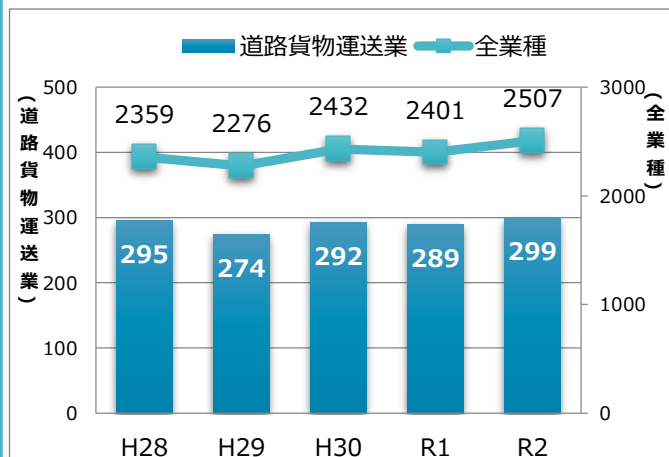


図-1 全業種及び道路貨物運送業における労働災害発生年別推移
資料：労働者死傷病報告

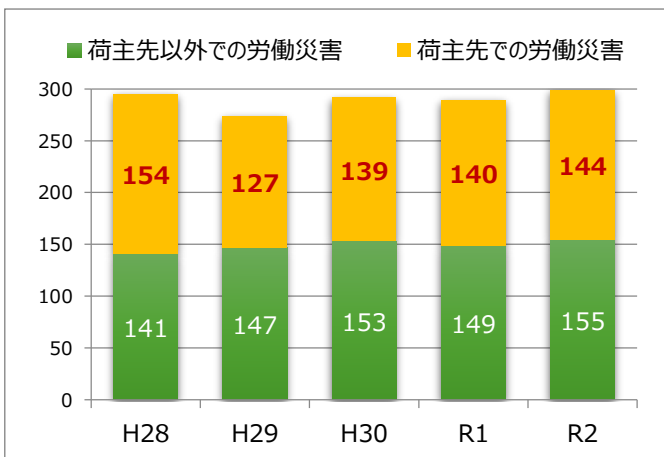


図-2 道路貨物運送業のうち荷主先での労働災害発生年別推移
資料：労働者死傷病報告

令和2年の道路貨物運送業の死傷者数を経験期間別でみると「経験年数1年以内」が最も多く、年齢別でみると「40歳代・50歳代の割合」が高くなっています。

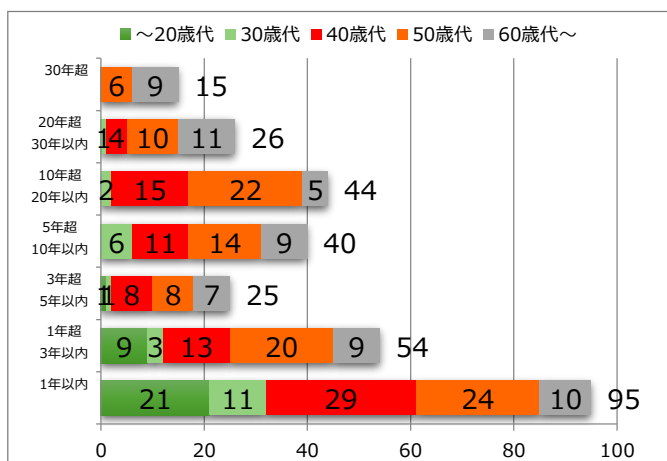


図-3 道路貨物運送業での経験期間別年齢別労働災害発生状況（令和2年）
資料：労働者死傷病報告

道路貨物運送業における労働災害の発生原因は、トラックからの墜落・転落災害やはさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、荷取扱中の動作の反動災害が多くなっています。

	墜落、転落	転倒	はさまれ、巻き込まれ	動作の反動、無理な動作	激突	飛来、落下	激突され	その他	総計
動力運搬機	65	9	20	6	7	4	2	13	126
トラック	63	7	11	6	6	2		12	107
フォークリフト	2		8		1	1	2		14
コンベア		2	1			1		1	5
仮設物、建築物、構築物等	16	26	2	10	8			1	63
荷	1	2	2	11	1	5	3	2	27
人力機械工具等		4	4	4		3	3	4	22
用具	3	3	4	1	2	2	2	2	19
材料		2	3	1	1	2	2	2	13
その他	1	6	6	1	0	0	4	11	29
総 計	86	52	41	34	19	16	16	35	299

図-4 道路貨物運送業での事故の型別・起因物別労働災害発生状況（令和2年） 資料：労働者死傷病報告

荷役 5大災害

- ①墜落・転落
- ②荷崩れ
- ③フォークリフト使用時の事故
- ④無人暴走
- ⑤トラック後退時の事故

重大な労働災害を防ぎましょう!!

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

このガイドラインを指針として、運送事業者と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組みましょう。



(厚生労働省HPIに掲載されています⇒ <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-3.pdf>)

労働災害防止のためのポイント

安全管理体制の確立等

- 荷役災害防止の担当者を指名し、担当者の果たすべき役割、責任及び権限を定める**
指名した荷役災害防止担当者に対して荷役災害防止に必要な教育を実施し、担当者の役割、責任及び権限を労働者に周知してください。
- 安全衛生方針の表明、目標の設定等の実施**
荷役作業における労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ「安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「安全衛生計画の作成」「リスクアセスメント」を行ってください。
- 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置**
安全衛生委員会等において、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業に係る労働災害防止について調査審議してください。
反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害防止措置について協議してください。

荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

- 荷役作業の有無の事前確認**
運送の都度、荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか確認してください。
- 安全に荷役作業が行えるよう作業場所の改善**
荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全な作業の確保のために改善を行ってください。

運送事業者

- 保護帽、安全靴等の着用**
安全な作業を確保するための作業内容に適した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。
- 不安全な作業指示に対する荷主等への改善要請**
陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。

荷主先等

- 余裕を持った着時刻の設定**
荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定をしてください。

トラックからの墜落・転落災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主等

- 墜落・転落災害防止のための施設等を用意
- 荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行
- 墜落防止施設・設備の使用
- 貨物自動車の荷台への昇降のための設備の使用
- 自社内の施設・設備への安全帯取付設備の設置

・作業前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う

・不安定な荷の上ではできる限り移動しない

・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする

など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼50歳代のドライバー（経験期間3年）が、荷積み作業中、荷台から転落し、右ひじを骨折した。（休業3か月）
- ▼50歳代のドライバー（経験期間20年）が、かご車を積み込みラッシングベルトで固定していたところ、誤って荷台から転落し、左足首を骨折した。（休業5か月）

トラック荷台や通路での転倒災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主等

- 荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸、段差等の改善等
- 段差解消、手すりの設置、床面の防滑化
- 荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行
- 荷役作業場所等に合った耐滑性、屈曲性のある安全靴の使用
- 台車等の使用

・荷役作業前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する

・後ずさりでの作業はできるだけ行わない

など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼50歳代のドライバー（経験期間2年）が、客先への納品作業中、足元の段差に気づかずに、つまずき転倒し、足を骨折した。（休業2か月）

荷取扱い中等の動作の反動・無理な動作災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主等

- 人力荷役について、機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備の改善
- 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）で示された対策の実施
- 荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行

（厚生労働省HP⇒ <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>）

・荷役作業前に準備運動を行うこと。

・中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない

・重量の重い荷は、2人以上で扱う

など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼40歳代のドライバー（経験期間8年）が、トラックから荷物（玄米30kg）を下ろそうと持ちあげたところ、腰に痛みが生じた。（休業3か月）
- ▼20歳代のドライバー（経験期間6年）が、家電製品の搬出作業中に、体勢を崩して腰をひねってしまった。（休業3週）



コンベヤー・ロールボックスパレット（かご車）による はさまれ・巻き込まれ災害等を防止しよう!!

運送事業者

荷主先等

- 通行のためにコンベヤーをまたぐ必要がある場所には踏切橋等を設置
- ロールボックスパレット等の運搬における進行方向の視界の確保と移動経路上の整理整頓
- ロールボックスパレット等のキャスターが引っかかり転倒することのないように床・地面の凹凸や傾斜をなくす措置の実施
- 駆動ローラとフレーム、ベルト等に手指等のはさまれ・巻き込まれ防止のための覆いの設置
- コンベヤーへの逸走等防止装置、非常停止装置の設置
- コンベヤー、ロールボックスパレット、台車等を使用して荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行

・コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通る

・コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行う

・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する

・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かす（引かない）など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼50歳代のドライバー（経験期間5年）が、構内においてロールボックスを引っ張った際、地面との間に右足首をはさまれ、骨折した。（休業40日）
- ▼40歳代のドライバー（経験期間4か月）が、トラックからかご車を引っ張り出す際、トラック壁面とかご車に右手首を挟まれ、骨折した。（休業6週）



フォークリフトによる災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主先等

- 運転資格の確認
- 定期自主検査の実施
- 使用時のルール（制限速度、交差点等での安全確認）を定め見やすい場所に掲示
- 運行通路の死角部分ヘミラー等を設置
- 走行場所と歩行者通路の分けと表示
- 作業計画の作成
- 作業指揮者の配置
- 運転者の荷役作業時の遵守すべき事項の確実な実行

・フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない

・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない

・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する

・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さないなど



災害事例（群馬労働局管内）

- ▼40歳代のドライバー（経験期間9か月）が、納品作業中、走行してきたフォークリフトのパレットとトラックの間に足を挟まれ、打撲した。（休業2か月）
- ▼60歳代のドライバー（経験期間2年）が、荷降ろし作業中、傾斜地でサイドブレーキを引いていなかったフォークリフトが動き出し、フォークリフトの爪とトラックのタイヤに左下腿部を挟まれ、負傷した。（休業2か月）

社会福祉施設の 労働災害をなくそう!!

群馬労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害による全産業の死傷者数は長期的には減少傾向にありますが、社会福祉施設では年々増加し、全産業に占める割合も高くなっています。

また、「**動作の反動・無理な動作災害**」と「**転倒災害**」が多く、この2つを合わせると全体の6割近くを占めています。

4 S（整理、整頓、清掃、清潔）の励行とK Y（危険・予知）活動により労働災害を防止しましょう。

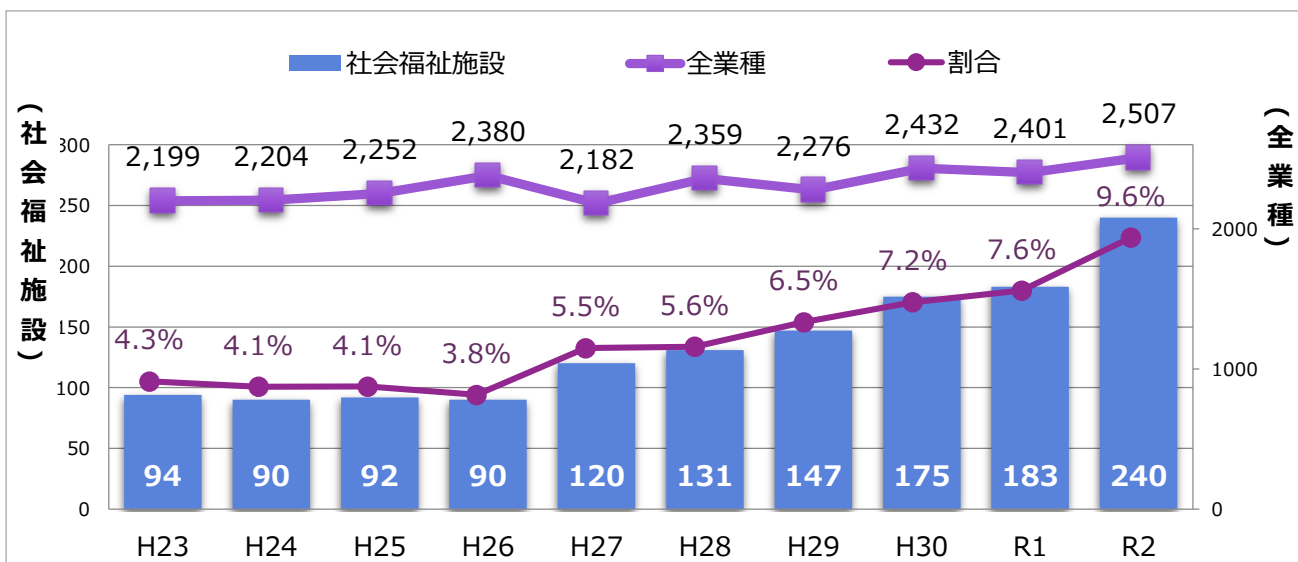


図-1 全業種及び社会福祉施設における労働災害発生年別推移
資料：労働者死傷病報告

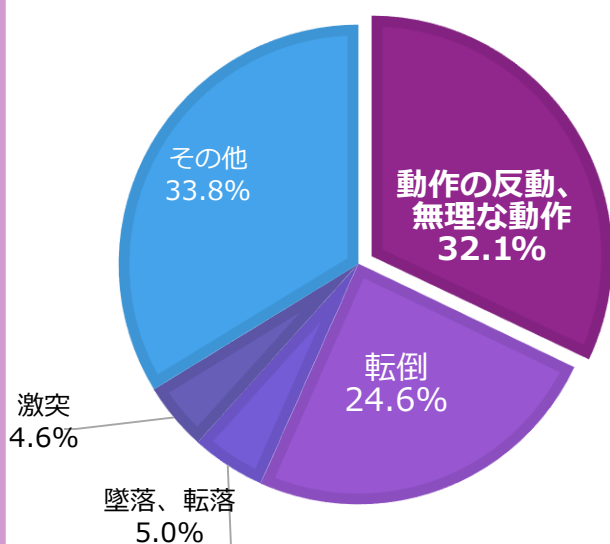


図-2 社会福祉施設での事故の型別労働災害発生状況（令和2年）
資料：労働者死傷病報告

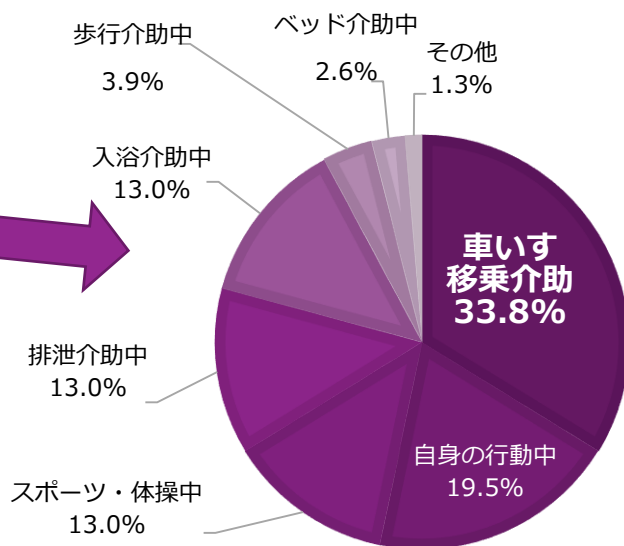


図-3 社会福祉施設での動作の反動災害の作業別労働災害発生状況（令和2年）
資料：労働者死傷病報告

社会福祉施設では、経験年数の少ない労働者や、50歳以上の労働者による労働災害が多く発生しています。

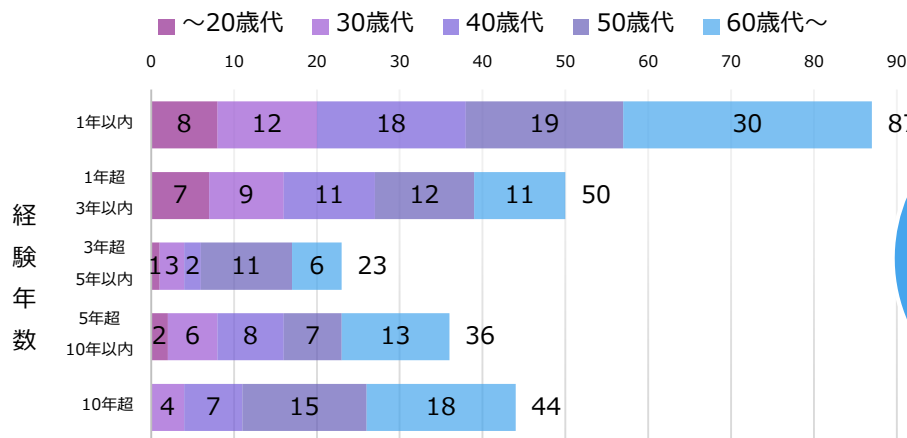


図-4 社会福祉施設での年代別・経験年数別労働災害発生状況（令和2年）
資料：労働者死傷病報告

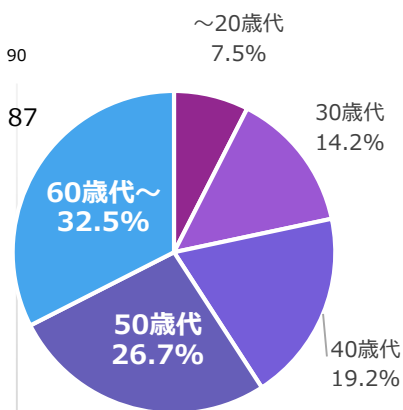


図-5 社会福祉施設での年代別労働災害発生状況（令和2年）
資料：労働者死傷病報告

腰痛防止対策

[腰痛予防対策の進め方]

①作業姿勢と動作に関する注意

介護・保育では、前かがみ・中腰での作業や腰のひねりを長く保つ作業が多くなります。こうした作業による腰部負担を軽減するために「適宜小休止・休憩をとる、他の作業と組み合わせるなどにより、同一姿勢を長時間続けないようにさせること」を基本に、作業姿勢と動作などに留意してください。



②作業標準の作成

作業標準とは、仕事を行う上での手順や決め事です。

作業標準は、使用する機器・設備、作業方法などの実態に応じたものとしてください。

③介護者の適正配置

特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮してください。

作業量に見合った適切な人員配置を行ってください。

④施設および設備の構造の改善

介護ができる部屋の構造、浴槽の構造、ベッドの構造などの設備の改善を行ってください。

腰痛災害事例

▼30歳代の女性看護師（経験期間9ヶ月）が、利用者を車いすからベッドへ移乗させていた時、利用者の体重がのしかかり、腰に強い痛みを感じた（休業1ヶ月）。

▼20歳代の女性介護職員（経験期間4年）が、入浴介助中、機械浴槽へ移乗するため利用者の体を抱えた時に、腰を痛めた（休業1週）。

転倒防止対策

転倒の原因として、「つまずき」、「すべり」、「筋力の衰え」があります。

つまずき防止対策

- ・通路、作業床・歩み板に物を置かない。
- ・床面の凹凸をできるだけなくす。
- ・通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す。
- ・通路、作業床・歩み板の安全な通行のための照明の方法を講じる。

すべり防止対策

- ・床面を良く清掃する。
- ・床面の水や油は良くふき取る。
- ・滑り止めのマットを敷く、テープを貼る。
- ・滑りにくい靴を履く。

筋力の衰えを防ぐ対策

- ・簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止に効果的です。



転倒災害事例

▼60歳代の女性介護職員（経験期間1年）が、浴室の片づけを終え脱衣所に出ようとしたところ床が濡れていて滑り転倒し、腕を骨折した（休業3ヶ月）。

▼60歳代の男性介護職員（経験期間10ヶ月）が、送迎のため小走りで移動中、足がもつれて転倒し、右肩を強打した（休業3ヶ月）。

「エイジフレンドリーガイドライン」について

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。



「エイジフレンドリー補助金」について

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。是非ご活用ください。

※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

詳しくはコチラ ▶ 「高年齢労働者の安全衛生対策について」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

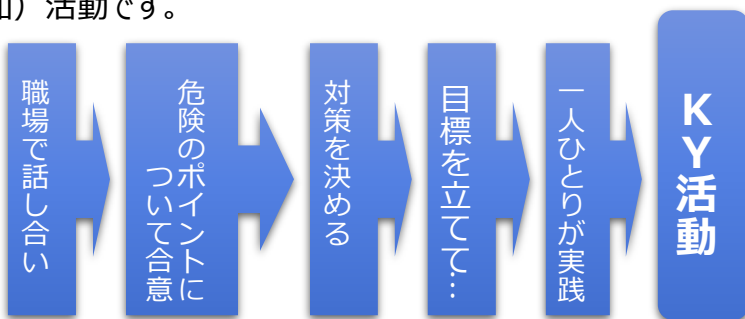


KY活動

人間は誰でも、つい「ウっかり」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動（ヒューマンエラー）をもたらし、事故・災害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い「これは危ない」という危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。

このプロセスがKY（危険・予知）活動です。



安全衛生管理体制

労働安全衛生法では、職場における労働者の安全と健康の確保を推進するため、事業規模や業種に応じた安全衛生管理体制を整備することを事業者には義務づけています。

安全衛生管理体制は、事業所の従業員全員が協力して安全衛生を進めていくために必要なものです。

規模(労働者数)	規模別 衛生管理体制		
※50～99人	事業者	産業医 衛生管理者（規模に応じ1～3人）	衛生委員会
10～49人	事業者	衛生推進者	安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聴く機会を設けること
1～9人	事業者		安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聴く機会を設けること

※1,000人以上の事業場においては、これらに加え総括安全衛生管理者の選任をする必要があります。
また、衛生管理者についても規模に応じ3～6人選任してください。

職場における感染症対策の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要です。

このため、事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要となります。

- ① 衛生管理体制の再確認
- ② 換気の徹底等の作業環境管理
- ③ 職場の実態に応じた作業管理
- ④ 手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた衛生教育
- ⑤ 日々の体調管理等も含めた健康管理



資料：厚生労働省
「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧」ページ



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

群馬労働局
労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1
Tel 027-896-4736 fax 027-896-2111
<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

はしご・脚立からの 墜落・転落災害をなくそう!!

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、業種に関係なく、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。

しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用し、墜落・転落災害を防止しましょう。

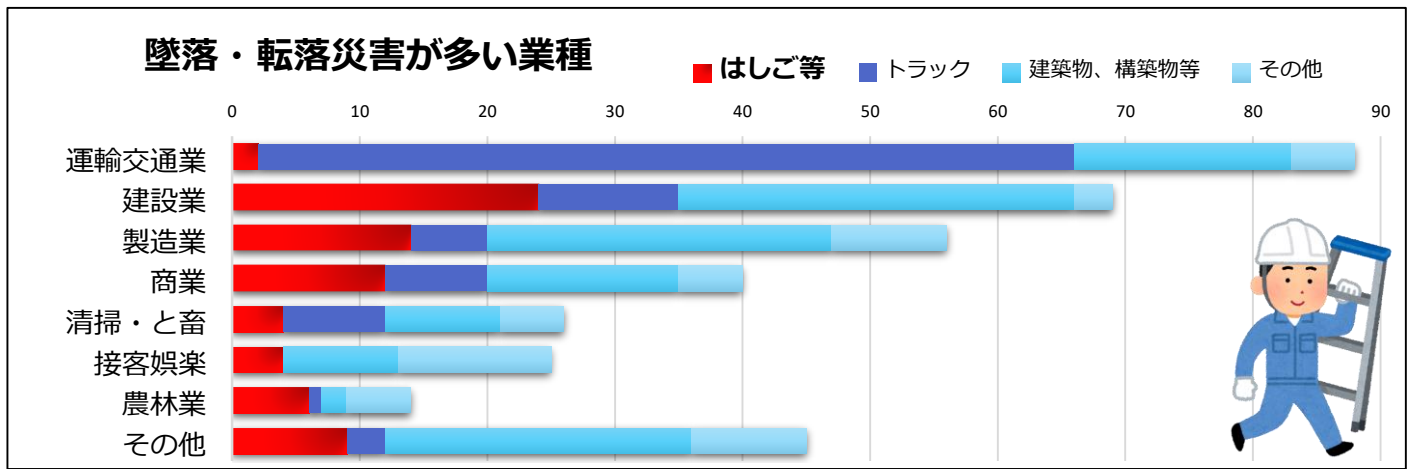


図-1 群馬労働局管内の墜落・転落災害における業種別・起因物別労働災害発生状況（令和2年） 資料：労働者死傷病報告

はしご等からの墜落・転落死亡災害事例（群馬県内）

発生年	業種	年齢 性別	経験 職別	発生状況	傷病 性質	傷病 部位
H20	機械修理業	50歳代 男	0年 技術者	自社工場の雨樋の補修のため、梯子に乗り作業中、バランスを崩し、梯子と共に地上に落下し、頭部を強打した。 転位防止措置なし、ヘルメット未着用	打撲傷	頭蓋部
H27	建設業	60歳代 男	4年 作業員	高さ約1.5mの脚立に乗りカーポートの屋根取り付け作業中、脚立からコンクリート床面に墜落し、頭部を強打した。 ヘルメット未着用	骨折	頭蓋部
H29	その他の事業	40歳代 男	0年 作業員	1階建て鉄筋コンクリート造の屋根に溜まった落ち葉の掃除が終了したので、立て掛けてあった移動はしごから降りようとしたところ、約2.6mの高さから墜落し、頭部を強打した。 転位防止措置なし、ヘルメット未着用	骨折	頭蓋部
H30	農業	60歳代 男	25年 造園工	10段の三脚脚立を使用して松の芽摘作業中、バランスを崩して墜落した。 ヘルメット未着用	打撲傷	頭蓋部

資料：労働者死傷病報告

《典型的な災害発生パターン》

●はしごの昇降時に手足が滑る

●はしごが転位する

●はしごの上でバランスを崩す

●脚立の天板に乗りバランスを崩す

●脚立にまたがってバランスを崩す

●荷物を持ちながらバランスを崩す

はしごや脚立を使う前に検討しましょう！

- はしごや脚立の**使用自体を避けられませんか？**
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できませんか？**

(※)足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認

こうすれば
安全

立てかける位置は水平で、
傾斜角75°、
突き出し60センチ以上
となっていることを確認



しっかり
固定！

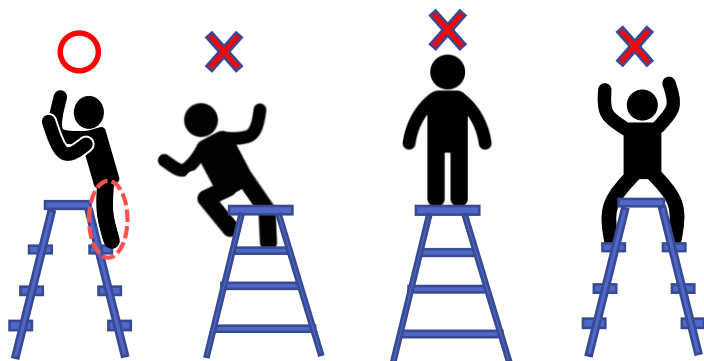
指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

脚立の安全使用のポイント

- ◎ **3点支持を確実に守る**
- ◎ **脚立の幅の外へ、身体の重心（へそ）を乗り出す行為は禁止**
- ◎ **天板上での作業は禁止**
- ◎ **脚立をまたがる作業は原則禁止**
（またがる場合は、アウトリガー等を装着するか、補助者に支えてもらう）



(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指しますが、**身体の重心を脚立にあずける場合（太ももから腰周辺を脚立に接することが望ましい）も、両足と併せて3点支持になります。**

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用しましょう！

ヘルメットの 着用ポイント

必ず保護帽を着用！



（着用時
5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

群馬労働局労働基準部
健康安全課

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

腰痛災害をなくそう!!

職場における腰痛の発生は、荷物を持ち上げたり、腰をひねったりしたときのほか、寒さや冷え、床や階段での転倒、さらには年齢や体格、今までにかかった病気などのいろいろな要因が重なり合って起こるとされています。

また、腰痛にはぎっくり腰など腰部に強い力が加わったときに起こる急性腰痛（災害性腰痛）と、腰部に過度の負担のかかる作業などに長い間たずさわり徐々に痛みが起こる慢性腰痛（非災害性腰痛）に大きく分けられます。

群馬労働局管内で発生した休業4日以上の腰痛災害による死傷者数は緩やかな増加傾向にあり、第三次産業の占める割合が高くなっています。

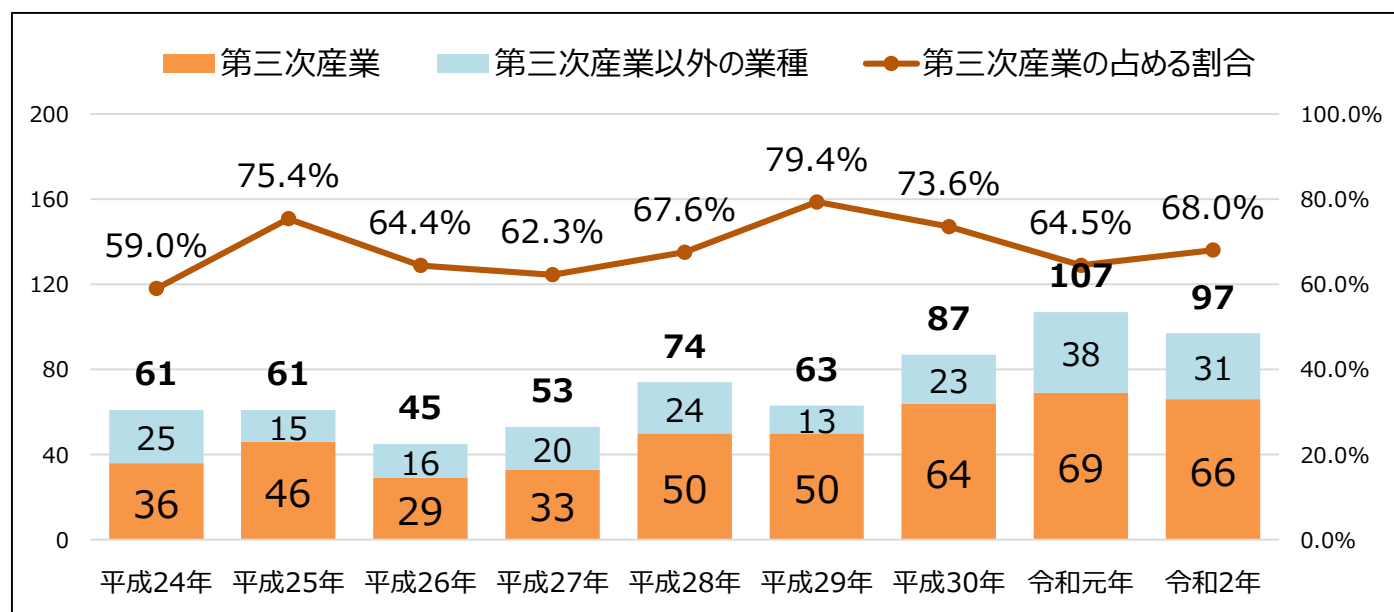


図-1 休業4日以上の腰痛災害発生状況 資料：労働者死傷病報告

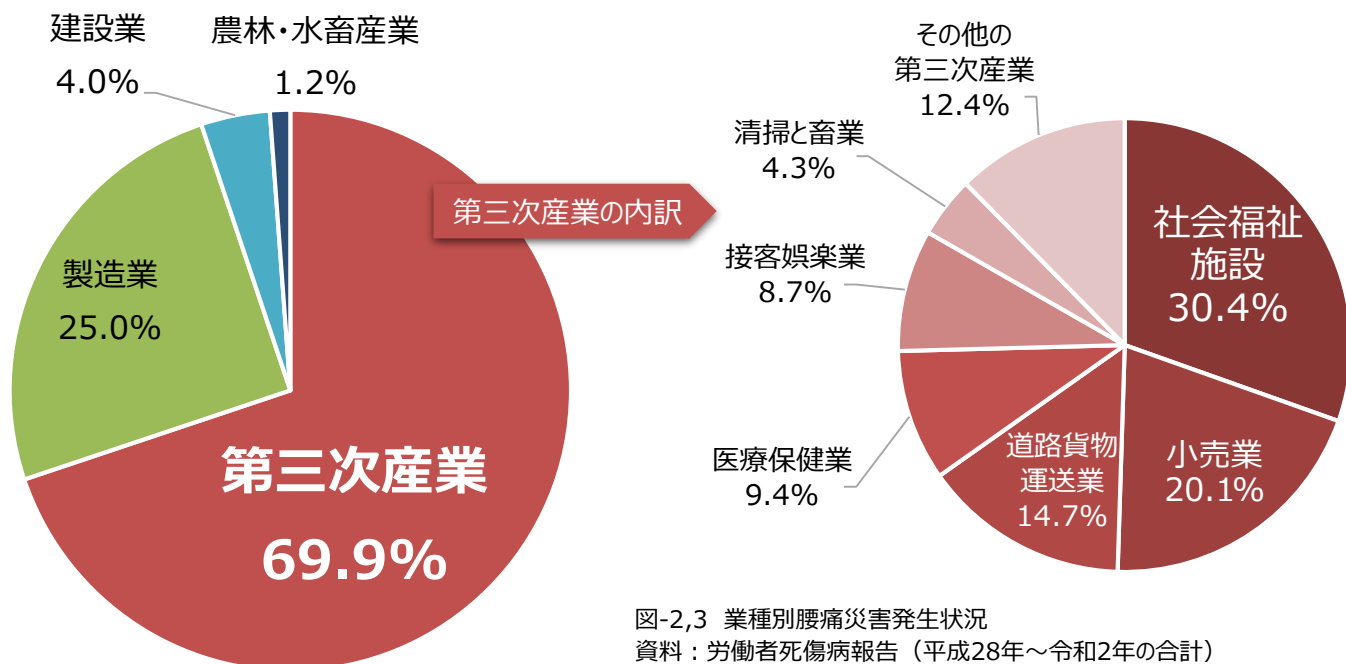


図-2,3 業種別腰痛災害発生状況
資料：労働者死傷病報告（平成28年～令和2年の合計）

群馬労働局管内で発生した休業4日以上腰痛災害による死傷者数を年齢別でみると**40歳代**が最も多く、経験年数別では作業に就いてから**1年以内**の労働者の割合が多くなっています。

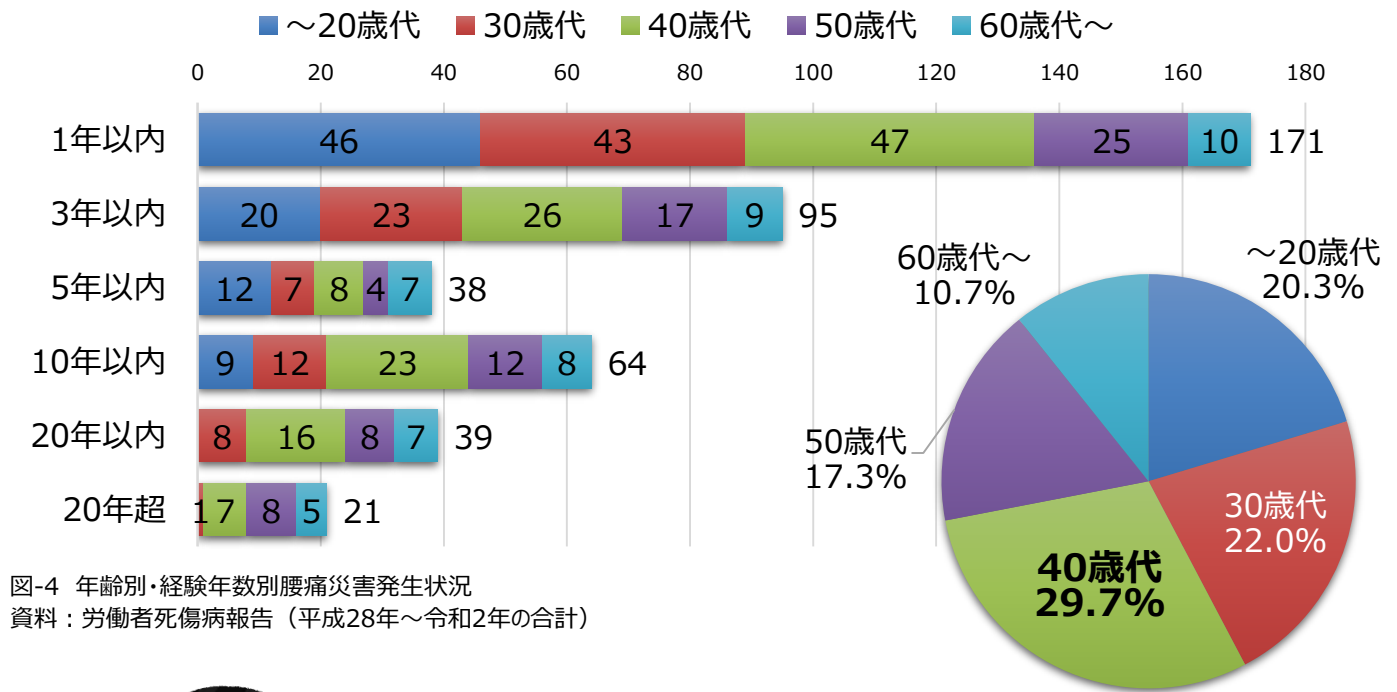


図-4 年齢別・経験年数別腰痛災害発生状況
資料：労働者死傷病報告（平成28年～令和2年の合計）

図-5 年齢別腰痛災害発生状況
資料：労働者死傷病報告（平成28年～令和2年の合計）



作業別 腰痛予防対策

1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図りましょう。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重のおおむね40%、女性（満18歳以上）は、男性が取り扱う重量の60%程度としましょう。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にしましょう。重量はできるだけ明示しましょう。

【災害事例】

- ・工場内で金型(25kg)を洗浄し置台に運搬中、落下しそうになり支えた際、腰に痛みが発生した。（機械器具製造業・50代男性・休業40日）
- ・荷主先で荷下ろし作業中、中腰の無理な体勢で荷(20kg)を持ち上げた際、腰に激痛が走った。（道路貨物運送業・40代男性・休業3週）
- ・事業所内で食材を検収中、お米(10kg)を持ち上げたところ腰に激痛が走った。（小売業・40代女性・休業16日）



2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置しましょう。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせましょう。

- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取り、屈伸運動やマッサージなどを行いましょう。

- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにしましょう。



3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行きの寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高さなど、作業者の体格に合ったものを使用しましょう。

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く範囲内に配置しましょう。

- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節（脊椎の根元にある関節）などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにしましょう。



4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てましょう。

- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わず、福祉用具等を活用しましょう。

- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生していないか確認する体制を整備しましょう。



5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、トラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなるので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取るようにしましょう。

- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行いましょう。



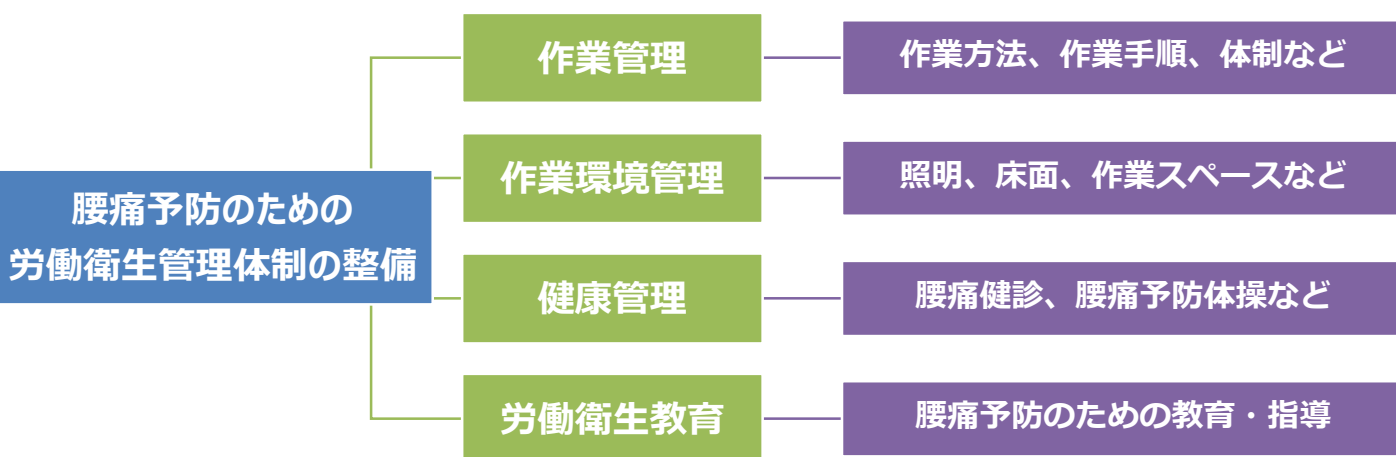
職場での腰痛を予防しましょう！

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画(Plan)」を立て、それを「実施(Do)」し、実施結果を「評価(Check)」し、「見直し・改善(Act)」するという一連のサイクル(PDCAサイクル)により、継続的・体系的に取り組むことができます。





STOP!

転倒災害

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。

職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。

できるところから少しずつ取り組んでいきましょう!!

令和2年における「転倒災害」は、休業4日以上の労働災害の中で24.0%を占め、ワースト1位 となっています。

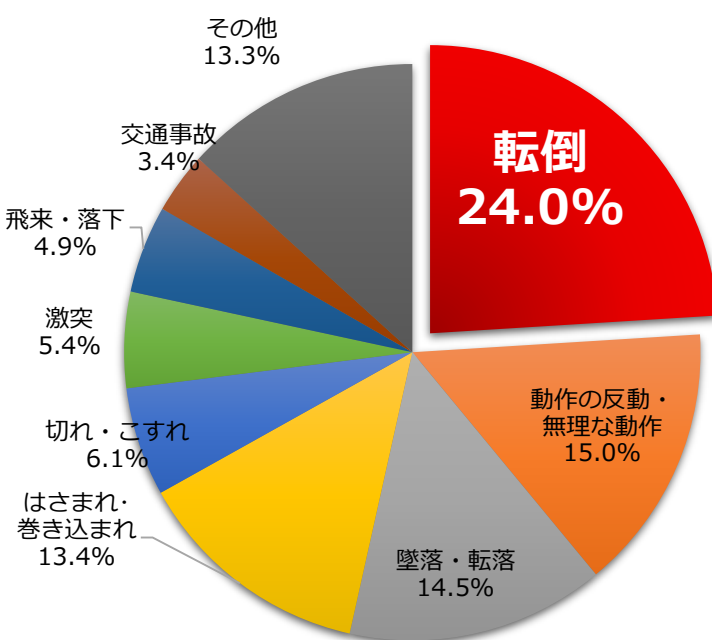


図-1 全産業での事故の型別労働災害発生状況（令和2年）
資料：労働者死傷病報告

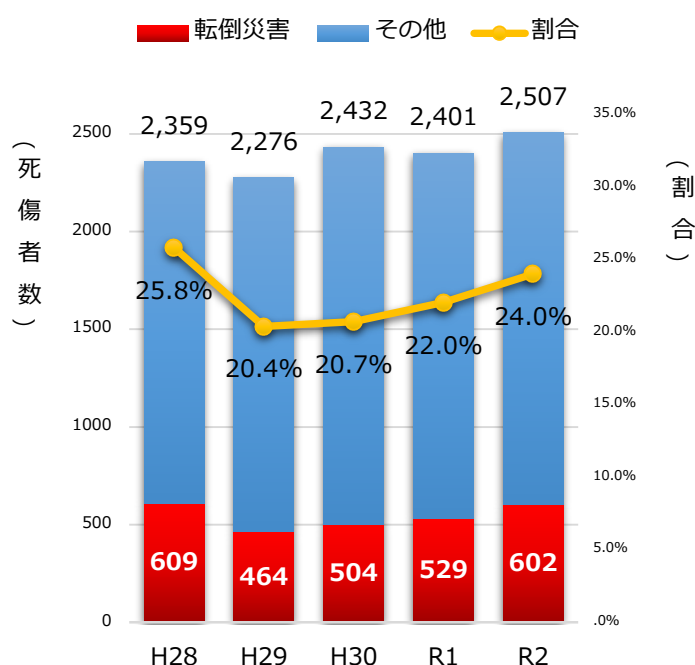


図-2 転倒災害の年別推移（平成28年～令和2年）
資料：労働者死傷病報告

業種別では、製造業157件(26.1%)、商業133件(22.1%)、保健衛生業90件(15.0%)で、これらの業種で全体の6割以上を占めています。

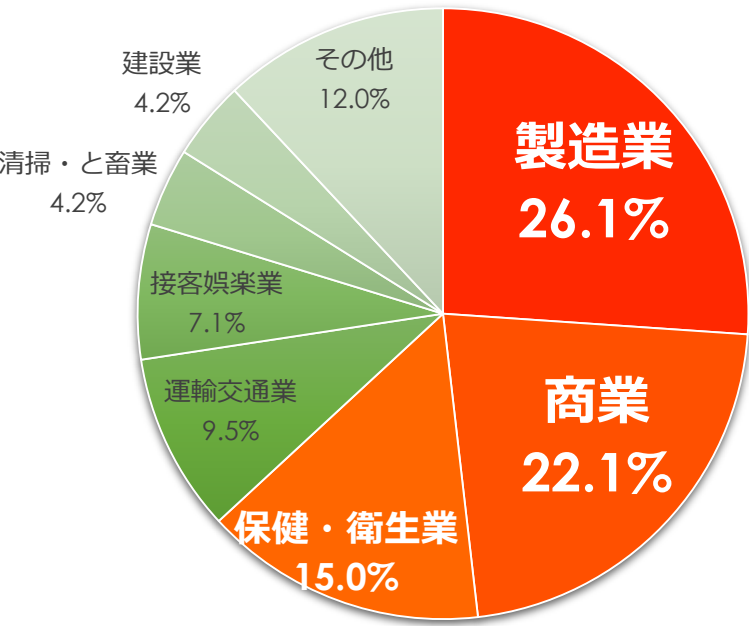


図-3 業種別労働災害発生状況（令和2年）
資料：労働者死傷病報告

「転倒災害」は50歳以上が全体の約7割を占めています。
これは加齢による体力の衰え・身体機能の低下が考えられます。
また、一般的に女性は男性より筋肉量が少ないこともあるため、転倒時の衝撃を和らげることができず、まともに大きな衝撃を受けやすいので注意が必要です。

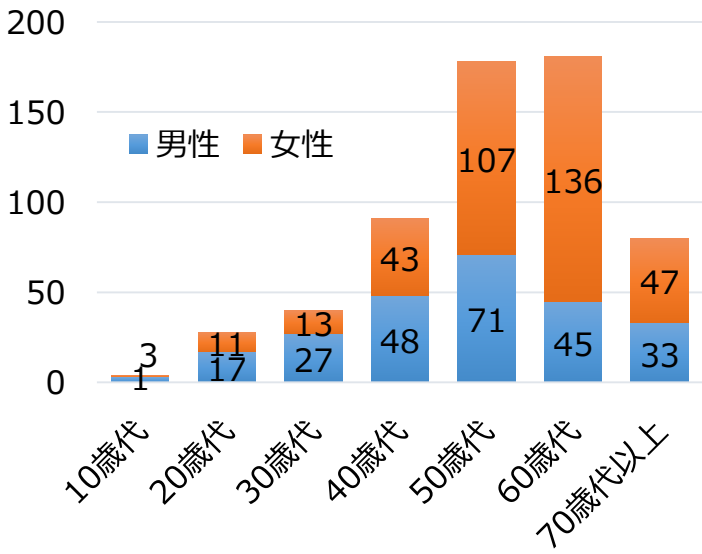
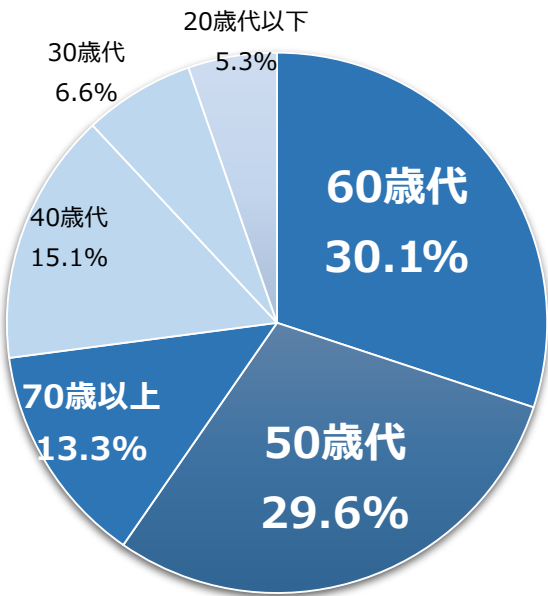


図-4 転倒災害における年代別労働災害発生状況（令和2年）
資料：労働者死傷病報告

図-5 転倒災害における年代別性別労働災害発生状況（令和2年）
資料：労働者死傷病報告

転倒災害は「通路」や「作業床」で多く発生しています。

物につまずいたり、床・地面ですべったりすることのほか、動作の反動で転倒することも多くなっています。

身体強度や運動機能が低下すると、転倒しやすく、わずかなつまずきであっても被災の重篤度が高まる傾向があります。

自分の身体的能力を過信しないことが重要です。

動作の反動で転倒（単独行動）

足のもつれ・しびれ・絡まり
人と接触・人をよけた
斜面や階段バランスを崩した
飛び降りた・ジャンプした
急いでいた・慌てていた
衣服・靴の着脱・絡まり など

動作の反動で転倒 （物と一緒に行動）

物を踏んで
荷の積み下ろし
バイク・自転車の操作誤り
台車の操作誤り
物をまたいで
間に挟まって
勢い余って など

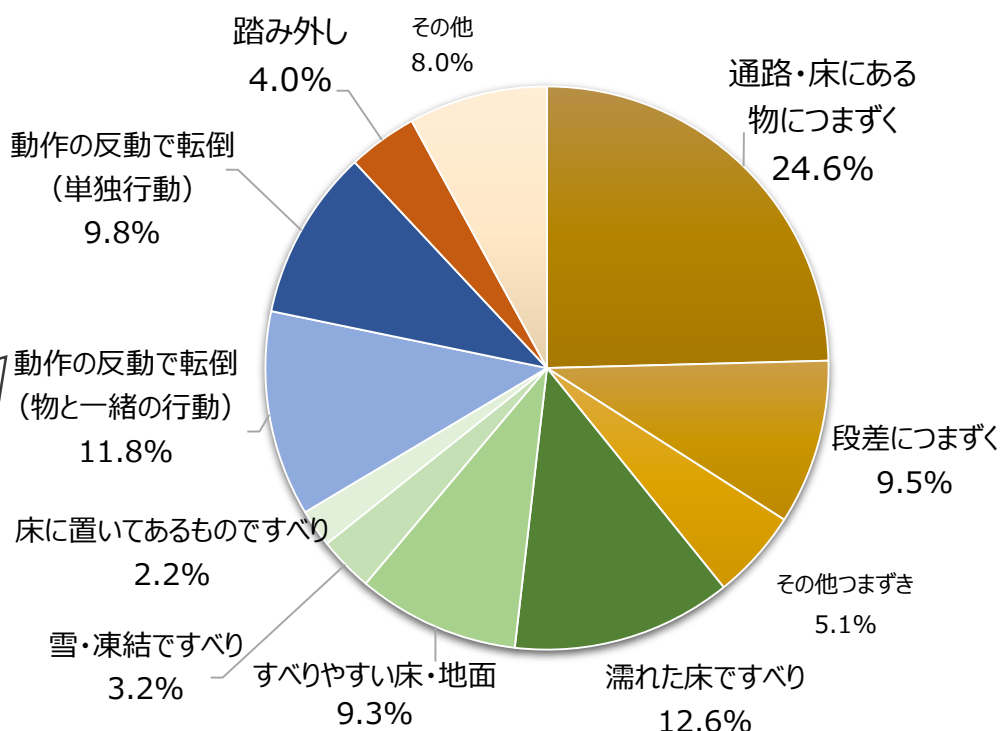


図 - 6 転倒災害の具体的な発生内容（令和2年）
資料：労働者死傷病報告



日頃から意識して転倒災害を防止しましょう！

- 4 S (整理・整頓・清掃・清潔)を徹底しよう！
- 転倒しにくい作業方法を実施しよう！
- 転倒危険場所を「見える化」しよう！
- 時間に余裕を持って行動しよう！
- 日頃から足腰を鍛えよう！

あわてない！
飛び降りない！
またがない！



転倒の危険をチェックしてみましょう

✎ 転倒災害防止のためのチェックシート ✎

チェック項目		☒
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

チェックの結果はいかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

群馬労働局
労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1

Tel 027-896-4736 fax 027-896-2111

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

転倒災害防止対策

